

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(66) … 2
- 世田谷区災害対策条例の一部を改正する条例(67) … 2
- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例(68) … 3
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例(69) … 4
- 世田谷区手話言語条例(70) … 5
- 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(71) … 5
- 世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例(72) … 5
- 世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例(73) … 6
- 世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例(74) … 6
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例(75) … 6

### 規 則

- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(105) … 7
- 世田谷区災害対策条例施行規則の一部を改正する規則(106) … 7
- 世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則(107) … 8
- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(108) … 9
- 世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(109) … 9
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(110) … 9
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則(111) … 9
- 世田谷区興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則(112) … 10
- 世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則(113) … 10
- 世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(114) … 10
- 世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則(115) … 10
- 世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則(116) … 11
- 世田谷区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(117) … 11
- 世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(118) … 12
- 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(119) … 12
- 世田谷区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

- の一部を改正する規則(120) … 12
- 世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(121) … 12
- 世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(122) … 12
- 世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則(123) … 12
- 世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(124) … 13
- 世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(125) … 13
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則(126) … 13
- 世田谷区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(127) … 13
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(128) … 13
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(129) … 13
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則(130) … 13
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(131) … 14
- 世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(132) … 14
- 世田谷区児童相談所長委任規則の一部を改正する規則(133) … 14
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則(134) … 14

### 訓 令 甲

- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正(43) … 14
- 世田谷区戸籍事務等取扱規程の一部改正(44) … 14
- 世田谷区児童相談所処務規程の一部改正(45) … 15

### 告 示

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(783) … 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(784) … 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(785) … 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(786) … 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(787) … 15
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(788) … 15
- 世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務委託の告示(789) … 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(790) … 16
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の

- 告示(791) … 16
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(792) … 16
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(793) … 16
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(794) … 16
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(795) … 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(796) … 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(797) … 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(798) … 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(799) … 16
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示(800) … 16
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示(801) … 17
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について区長が定める複合施設を定める告示の一部を改正する告示(802) … 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(803) … 17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(804) … 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(805) … 17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(806) … 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(807) … 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(808) … 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(809) … 17
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(810) … 17
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(811) … 18
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(812) … 18
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表(813) … 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(814) … 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(815) … 19
- 都市計画法に基づく都市計画決定及び関係図書縦覧の告示(816) … 19
- 都市計画法に基づく都市計画変更

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>及び関係図書縦覧の告示(817) …… 19</p> <p>○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の策定及び関係図書縦覧の告示(818) …… 19</p> <p>○世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示(819) …… 19</p> <p>○建築基準法に基づく道路指定の告示(820) …… 19</p> <p>○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(821) …… 19</p> <p>○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(822) …… 19</p> <p>○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示(823) …… 21</p> <p>○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(824) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(825) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(826) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(827) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(828) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(829) …… 21</p> <p>○世田谷区公契約の労働報酬下限額について(830) …… 21</p> <p>○令和5年第2回世田谷区議会臨時会招集の告示(831) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(832) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(833) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(834) …… 21</p> <p>○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(835) …… 21</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(836) …… 21</p> <p>○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(837) …… 22</p> <p>○地方自治法に基づく予算の公表(838) …… 22</p> <p>○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(839) …… 22</p> <p>○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(840) …… 22</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(841) …… 22</p> <p>○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(842) …… 22</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(843) …… 22</p> <p>○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(844) …… 22</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(845) …… 22</p> | <p>○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(846) …… 22</p> <p>○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示(847) …… 22</p> <p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p>○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(109) …… 23</p> <p>○不動産の最高価申込者等決定の公告(110) …… 23</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(111) …… 23</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(112) …… 23</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(113) …… 23</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(114) …… 23</p> <p>○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告(115) …… 23</p> <p>○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(116) …… 24</p> <p style="text-align: center;"><b>規 則(教)</b></p> <p>○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則(21) …… 24</p> <p>○世田谷区立学校の児童又は生徒に係る出席停止命令の手続等に関する規則(22) …… 24</p> <p>○世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則(23) …… 25</p> <p>○世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則(24) …… 25</p> <p style="text-align: center;"><b>訓 令 甲(教)</b></p> <p>○世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正(19) …… 25</p> <p style="text-align: center;"><b>告 示(教)</b></p> <p>○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(7) …… 25</p> <p>○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(8) …… 25</p> <p style="text-align: center;"><b>告 示(選)</b></p> <p>○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示(38) …… 25</p> <p>○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和5年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(39) …… 25</p> <p>○公職選挙法に基づく選挙人名簿の閲覧状況の告示(40) …… 25</p> <p style="text-align: center;"><b>告 示(農)</b></p> <p>○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(12) …… 25</p> | <p style="text-align: center;"><b>正 誤</b></p> <p>○令和5年12月20日(第753号)の世田谷区告示第748号に印刷誤りがあった。 …… 26</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>条 例</b></p> <p>次に掲げる条例を公布する。<br/>令和5年12月11日<br/>世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p><b>世田谷区条例第66号</b><br/>選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第67号</b><br/>世田谷区災害対策条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第68号</b><br/>世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第69号</b><br/>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第70号</b><br/>世田谷区手話言語条例</p> <p><b>世田谷区条例第71号</b><br/>世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第72号</b><br/>世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第73号</b><br/>世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例</p> <p><b>世田谷区条例第74号</b><br/>世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p style="text-align: center;">選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例<br/>選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年3月世田谷区条例第5号)の一部を次のように改正する。<br/>別表第1投票管理者の部期日前投票所における投票の場合の項中「14,000円」を「16,000円」に改め、同表投票立会人の部期日前投票所における投票の場合の項中「12,000円」を「15,000円」に改め、同表備考第1号中「7,000円」を「8,000円」に改め、同表備考第2号中「6,000円」を「7,500円」に改める。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<br/>2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日が到来する選挙に係る報酬について適用し、施行日前にその期日が到来した選挙に係る報酬については、なお従前の例による。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区災害対策条例の一部を改正する条例<br/>世田谷区災害対策条例(平成18年3月世田谷区条例第15号)の一部を次のように改正する。</p> |
|--|---|---|

|   |   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
|---|---|---|--|---------|--|---------|--|---------|--|---------|--|---------|--|---------|--|--------|--|--------|-----|--|---------------|--|
| <p>第22条中「、速やかに世田谷区都市復興基本方針(区の市街地の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。)を」「世田谷区都市整備方針(世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第8条第1項の都市整備方針をいう。以下同じ。)に定める都市整備の基本方針に基づき世田谷区復興まちづくり方針(都市の復興の理念及び被災した都市基盤施設等の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。)を、世田谷区都市整備方針に定める地域整備方針及び地区計画等(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)に基づき地域別復興まちづくり方針(市街地復興の対象区域に関する基本的な方針をいう。以下同じ。)を、被害状況を踏まえて速やかに」に、「これ」を「これら」に、「同方針」を「世田谷区復興まちづくり方針及び地域別復興まちづくり方針」に改める。</p> <p>第23条の見出しを「(市街地復興の対象区域の指定)」に改め、同条第1項を次のように改める。</p> <p>区長は、市街地復興事業を推進するため、災害発生前の市街地の特性及び災害発生後の被害状況に応じて、次に掲げる地区を市街地復興の対象区域として指定することができる。</p> <p>(1) 市街地改造予定地区(災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、市街地復興のための建築物等の更新(災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築、又は増築を行うことをいう。)及び都市基盤施設の整備(以下「都市基盤施設の整備等」という。)により、市街地の抜本的な改造を予定する地区をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 市街地修復予定地区(災害により、相当数の建築物等の倒壊若しくは焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、都市基盤施設の整備等による市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建のいずれかの修復的な改善を予定する地区をいう。以下同じ。)</p> <p>第24条の見出しを「(市街地復興の対象区域の指定の変更)」に改める。</p> <p>第25条の見出しを「(世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画の策定)」に改め、同条第1項中「、世田谷区都市復興基本方針に基づき、世田谷区都市復興基本計画(市街地復興事業を推進するための)」を「、世田谷区復興まちづくり方針に基づき世田谷区復興まちづくり計画(区内の主要な施設及び土地の利用等の都市計画の方針を定める計画をいう。以下同じ。)を、地域別復興まちづくり方針に基づき地域別復興まちづくり計画「市街地復興の対象区域の復興の施策を定める」に改め、同条第2項中「世田谷区都市復興基本計画」を「世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画」に改める。</p> <p>第26条第1項中「重点復興地区及び復興</p> | <p>促進地区において、世田谷区都市復興基本計画」を「市街地改造予定地区において、地域別復興まちづくり計画」に、「第2条第1項に規定する事業」を「第2条第1項に規定する土地区画整理事業」に、(事業をいう。)等の整備事業」を(市街地再開発事業をいう。)等の市街地の抜本的な改造を行う事業」に改め、「(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「復興誘導地区において、世田谷区都市復興基本計画に基づき」を「市街地修復予定地区において、地域別復興まちづくり計画に基づき、市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建の修復的な改善を行う事業の施行」に改め、同条第4項中「世田谷区都市復興基本計画」を「地域別復興まちづくり計画」に改める。</p> <p>第27条中「重点復興地区及び復興促進地区」を「市街地復興の対象区域」に改める。</p> <p>第28条第1項各号列記以外の部分中「復興対象地区」を「市街地復興の対象区域」に改め、同項第4号を次のように改める。</p> <p>(4) 既存の建築物の敷地内において建築する車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が2以下であり、かつ、地階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第2号に規定する地階をいう。)を有しない木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造のものに限る。)</p> <p>第28条第2項中「復興対象地区」を「市街地復興の対象区域」に改める。</p> <p>第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。</p> <p>(地域協働復興の活動支援)</p> <p>第30条 区長は、地域協働復興(被災後において、区民が相互に協力し、事業者、関係する団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に関する活動を促進するとともに、復興区民組織(地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。)に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第22条から第27条までの改正規定並びに第28条第1項各号列記以外の部分及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第12条第1項中「、世田谷区立玉川区民会館別館」を削る。</p> <p>第20条第1項中「世田谷区立玉川区民会館」の次に「、世田谷区立玉川区民会館別館」を加える。</p> <p>別表第3 世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る。</p> <p>別表第4の2 世田谷区立玉川区民会館の部の次に次のように加える。</p> | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>34,320円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21,450円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17,870円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,870円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,720円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8,580円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,150円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>世田谷区立玉川区民会館別館</td> <td></td> </tr> </table> |  | 34,320円 |  | 28,600円 |  | 21,450円 |  | 17,870円 |  | 12,870円 |  | 10,720円 |  | 8,580円 |  | 7,150円 | 集会室 |  | 世田谷区立玉川区民会館別館 |  |
|   | 34,320円   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
|   | 28,600円   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
|   | 21,450円   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
|   | 17,870円   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
|   | 12,870円   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
|   | 10,720円   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
|   | 8,580円  |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
|   | 7,150円  |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
| 集会室   |   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |
| 世田谷区立玉川区民会館別館   |   |   |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |         |  |        |  |        |     |  |               |  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>附則<br/>(施行期日)<br/>1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。<br/>(経過措置)<br/>2 施行日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、同条例第6条に規定する指定管理者が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。<br/>3 改正前の第12条第1項及び第2項の規定により徴収された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の第20条第1項の規定により納付された利用料金(同項に規定する利用料金をいう。)とみなす。</p>  | <p>19条の5第1項各号に定める額」に改める。<br/>第19条の2第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第36条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。<br/>第19条の4の次に次の1条を加える。<br/>(出産被保険者の保険料の減額)<br/>第19条の5 当該年度において、世帯に出生被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出生被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該額)とする。<br/>(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出生被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出生被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2各号で定める場合)にあっては、出産の日。第24条の6第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額<br/>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額<br/>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出生被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額<br/>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額<br/>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出生被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。)に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額</p> | <p>の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額<br/>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出生被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額<br/>2 前項に規定する保険料額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。<br/>第6章中第24条の5の次に次の1条を加える。<br/>(出生被保険者に関する届出)<br/>第24条の6 出生被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。<br/>(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)<br/>(2) 出生被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号<br/>(3) 出産の予定日<br/>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別<br/>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。<br/>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類<br/>(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類<br/>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類<br/>3 第1項の規定による届出は、出生被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。<br/>4 第1項の規定にかかわらず、区長が、出生被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。<br/>附則<br/>(施行期日)<br/>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第15条の8の改正規定(「第19条、第19条の2」を「第18条の2、第19条の2」に改める部分に限る。)及び第15条の16の改正規定(「第19条、第19条の2」を「第18条の2、第19条の2」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。<br/>(経過措置)<br/>2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の第14条の3、第15条の8、第15条の9、第15条の</p> |
| <p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例<br/>世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。<br/>目次中「第24条の5」を「第24条の6」に改める。<br/>第14条の3各号列記以外の部分中「及び第19条の4」を「、第19条の4及び第19条の5」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに」に改める。<br/>第15条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。<br/>第15条の8中「第19条、第19条の2」を「第18条の2、第19条の2」に「及び第19条の4」を「、第19条の4及び第19条の5第1項」に改める。<br/>第15条の9各号列記以外の部分中「及び第19条の4」を「、第19条の4及び第19条の5」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。<br/>第15条の16中「第19条、第19条の2」を「第18条の2、第19条の2」に、「及び第19条の4」を「、第19条の4及び第19条の5第1項」に改める。<br/>第16条各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の5」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。<br/>第19条第1項中「、第15条の13」を「若しくは第15条の13」に、「に定める額若しくは第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額」に改め、同条第2項中「、第15条の13」を「若しくは第15条の13」に、「に定める額若しくは第19条の4各号に定める額」を「、第19条の4各号若しくは第</p> |  |   |

16、第16条、第19条、第19条の5及び第24条の6の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

世田谷区手話言語条例

手話は、手指の動き及び表情を用いて、物の名前、抽象的な概念等を思考し、伝達する独自の文法を持つ一つの言語であり、手話を必要とする者が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。

一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。

こうした背景の下、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心して暮らすためには、言語として、手話の獲得(手話の習得をいう。)をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。

世田谷区は、手話が言語であるとの見地から、区民及び事業者の手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図り、もって手話を使う人のみならず、区民及び事業者の全員が共同して、ろう者その他の手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図るため、その基本理念を定め、区の責務、事業者の役割及び区民が協力すべき事項について明らかにするとともに、手話に関する区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もって地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話を必要とする者 ろう者その他の手話を必要とする者をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。

(基本理念)

第3条 手話が独自の文法を持つ一つの言

語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会を実現するために、手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図るものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)の通りに、常に手話を必要とする者の視点に立ち、その意見を聴いた上で、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解を促進するための施策
- (2) 手話を必要とする者が言語として、手話の獲得(手話の習得をいう。)をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使用することができる環境を整備するための施策
- (3) 手話を必要とする者が必要な情報を取得するための施策

2 前項各号に掲げる施策の推進については、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して行うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念の通りに、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 手話に対する理解を深めること。
- (2) 区が実施する手話に対する理解の促進のための施策に協力すること。
- (3) 手話を必要とする者が手話を使いやすい環境を整備すること。

(区民の協力)

第6条 区民は、基本理念の通りに、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(手話の普及啓発)

第7条 区は、手話の普及を目的として、手話に対する理解の促進を図るための啓発活動を行うものとする。

2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう、努めるものとする。

(手話を用いた情報発信及び意見の表明)

第8条 区は、手話を必要とする者が、手話により、区政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な施策を推進するものとする。

(手話通訳者の派遣のための人材の確保及び養成等)

第9条 区は、手話を必要とする者が、手話通訳者の派遣により手話を使用した支援を受けることができるよう、手話通訳者及びその指導者(以下「手話通訳者等」という。)の確保並びに養成並びに手話通訳者等の技術及び専門性の向上に努めるものとする。

2 区は、手話通訳者等を増加させるための施策を推進するものとする。

(災害時における措置)

第10条 区は、災害その他の非常事態にお

いても、手話を必要とする者が、手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と」を削る。

第36条第3項中「「法第19条第1号」を「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第19条第1号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例(平成28年3月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「適正な」を「適切な」に改める。

第3条を削る。

第4条中「所有者等」を「空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)」に、「適正な」を「適切な」に、「特定空家等」を「空家等」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任における当該空家等の適切な管理及び区が実施する空家等に関する施策への協力に努めなければならない。

第6条第2項中「適正な」を「適切な」に改め、同条第3項を削る。

第8条第1項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第3項を削る。

第9条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「審査会」を「世田谷区空家等対策審査会条例(平成27年10月世田谷区条例第41号)第1条に規定する世田谷区空家等対策審査会(以下「審査会」という。)」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(緊急代執行)

第10条 前条第2項及び第3項の規定は、

# 世田谷区公報

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>法第22条第11項の規定による必要な措置について準用する。<br/>（審査会への諮問）</p> <p>第11条 区長は、次に掲げる場合には、あらかじめ審査会に諮問するものとする。</p> <p>(1) 法第13条第2項の規定による勧告をするとき。</p> <p>(2) 空家等が特定空家等に該当すると認めるとき。</p> <p>(3) 法第22条第1項の規定による助言又は指導をするとき。</p> <p>(4) 法第22条第2項の規定による勧告をするとき。</p> <p>(5) 法第22条第3項の規定による命令をするとき。</p> <p>(6) 法第22条第9項の規定により、義務者のなすべき行為を自ら行い、又は第三者に行わせるとき。</p> <p>(7) 法第22条第10項の規定により、必要な措置を、自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせるとき。</p> <p>(8) 第8条の規定により、必要な措置を代行するとき。</p> <p>附 則<br/>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> | <p>7号とし、同条第4号中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「第14条第1項又は第2項」を「第22条第1項」に、「指導又は勧告」を「又は指導」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 法第22条第2項の規定により区長がしようとする勧告について意見を述べること。</p> <p>第2条中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(1) 法第13条第2項の規定により区長がしようとする勧告について意見を述べること。</p> <p>附 則<br/>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> | <p>について適用し、施行日前の日の属する月分の預かり保育料については、なお従前の例による。</p>  |
| <p>世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区空家等対策審査会条例（平成27年10月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「第14条第10項」を「第22条第10項」に改め、同号を同条第</p>  | <p>世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第2項中「月額4,000円」を「月額200円」に改め、同条第3項を削る。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の日分の預かり保育料（同条例第1条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。）</p>  | <p>次に掲げる条例を公布する。<br/>令和5年12月26日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p><b>世田谷区条例第75号</b><br/>世田谷区手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の1の項中「第120条第1項若しくは第126条」を「第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条」に、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「戸籍の謄本又は抄本の交付手数料 戸籍の全部、個人又は一部の記録事項の証明手数料」を「戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料」に改め、同表の1の2の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「戸籍の全部又は個人の記録事項の証明手数料」を「戸籍証明書の交付手数料」に改め、同項の次に次のように加える。</p> |

|  |  |  |                     |   |
|--|--|--|---------------------|---|
| <p>1の3</p>   | <p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び3の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p> | <p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>  | <p>符号1件につき 400円</p> | <p>発行のとき。</p>   |
| <p>別表第1の2の項中「戸籍に記載した事項に関する証明手数料」を「戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料」に改め、同表の3の項中「若しくは第126条」を「、第120条の2第1項若しくは第126</p> |  | <p>条」に、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、「除籍の謄本又は抄本の交付手数料 除籍の全部、個人又は一部の記録</p> |                     | <p>事項の証明手数料」を「除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料」に改め、同項の次に次のように加える。</p> |
| <p>3の2</p>   | <p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項</p>   | <p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>  | <p>符号1件につき 700円</p> | <p>発行のとき。</p>   |

に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表第1の4の項中「除籍に記載した事項に関する証明手数料」を「除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料」に改め、同表の5の項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料」を「届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付手数料」に改め、同表の6の項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書」の次に「の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料を「上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付手数料」に改め、同表の7の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「届書その他の書類の閲覧手数料」を「届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和5年12月11日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第105号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区規則第106号

世田谷区災害対策条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第107号

世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第108号

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区規則第109号

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第110号

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第111号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第112号

世田谷区興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第113号

世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第114号

世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第115号

世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第116号

世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第117号

世田谷区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第118号

世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第119号

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第120号

世田谷区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第121号

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第122号

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第123号

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第124号

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第125号

世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例(令和5年9月世田谷区条例第54号)附則第3号に掲げる規定の施行期日は、令和5年12月13日とする。

世田谷区災害対策条例施行規則の一

部を改正する規則

世田谷区災害対策条例施行規則(平成18年3月世田谷区規則第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「復興対象地区」を「市街地復興の対象区域」に改め、同条第2項中「に復興促進地区」を「又は重点整備地域内に市街地修復予定地区」に、「、中被害地区であるもの」を「中被害地区であるもの及び基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって小被害地区であるもの」に、「復興促進地区を重点復興地区」を「市街地修復予定地区を市街地改造予定地区」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区」を「市街地修復予定地区を市街地改造予定地区」に改め、同項第4号中「平成4年東京都条例第109号」を「平成18年東京都条例第165号」に、「第6条第1項」を「第17条」に、「重点供給地区」を「重点供給地域」に改め、同項第5号中「世田谷区都市整備方針」の次に「(世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第8条第1項の都市整備方針をいう。)」を加える。

第4条中「様式」を「第1号様式」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(地域復興協議会の認証)

第5条 区長は、地域協働復興(条例第30条に規定する地域協働復興をいう。以下同じ。)に関する活動を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、次に掲げる要件を満たす復興区民組織(同条に規定する復興区民組織をいう。以下同じ。)を、地域復興協議会として認証することができる。

- (1) その活動を行う区域(以下「協働復興区」という。)を明示していること。
- (2) 主たる構成員が協働復興区内の区民及び事業者(以下「区民等」という。)であること。
- (3) 復興区民組織の名称、目的、代表者、事務所の所在地、協働復興区その他必要な事項を記載した規約(以下「規約」という。)を定めていること。
- (4) 地域復興協議会の設立が、協働復興区内の区民等の多数の支持を得ていると認められること。
- (5) 協働復興区内の区民等の自主的参加の機会が、規約において保障されていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

2 地域復興協議会として認証を受けようとする復興区民組織は、次に掲げる書類を添付して、地域復興協議会認証申請書(第2号様式)を区長に提出しなければ

世田谷区公報

ならない。ただし、第4号に掲げる書類を添付する場合は、第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 主たる構成員の名簿  
 (2) 協働復興区の区域図  
 (3) 規約の写し  
 (4) 活動実績に関する書類(従前の活動がある場合に限る。)  
 (5) 協働復興区内の区民等の支持を明らかにする書類

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、地域復興協議会として認証することが適当と認めるときは地域復興協議会認証通知書(第3号様式)により、適当でないとき認めるときは地域復興協議会不認証通知書(第4号様式)により、当該復興区民組織の代表者に通知するものとする。

4 区長は、前項の規定による認証を行うに当たり、条件を付することができるものとする。

5 区長は、第3項の規定による認証を行った場合は、当該認証を受けた復興区民組織の名称、目的、代表者、事務所の所在地及び協働復興区を公表するものとする。  
 (地域復興協議会による区長への提案)

第6条 地域復興協議会は、地域協働復興に関する活動を通じて、次に掲げる事項について検討し、区長に提案することができる。

(1) 協働復興区内に係る復興まちづくり計画の案の策定に関すること。  
 (2) 協働復興区内における市街地復興事業の推進に関すること。  
 (3) 前2号に掲げるもののほか、地域協働復興に関すること。  
 (地域復興協議会に対する支援)

第7条 地域復興協議会は、地域協働復興に関する活動に対して、区長に必要な支援を求めることができる。

2 区長は、地域復興協議会の活動が円滑に行われるよう、地域復興協議会に対し、情報の提供、専門家の派遣その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。  
 (規約の変更)

第8条 地域復興協議会は、規約を変更しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

2 第5条第5項の規定は、前項の規定による承認について準用する。  
 (地域復興協議会の認証の取消し)

第9条 区長は、地域復興協議会が第5条第1項各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときは、同条第3項の規定による認証を取り消すことができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の規定による認証の取消しについて準用する。  
 (市街地復興の対象区域における地域復興協議会設立に関する助言)

第10条 区長は、条例第23条第1項に規定する市街地復興の対象区域の指定を行ったときは、当該市街地復興の対象区域の区民等又は復興区民組織に対し、地域復興協議会の設立、地域復興協議会への参加その他必要と認める事項について助言することができる。  
 別表備考以外の部分を次のように改める。

|           |  |
|-----------|--|
| 市街地改造予定地区 | 基盤未整備地区であって、大被害地区であるもの                                   |
| 市街地修復予定地区 | 基盤整備済み地区であって、大被害地区であるもの、基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、中被害地区であるもの |

|                                  |
|----------------------------------|
| 基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、小被害地区であるもの |
|----------------------------------|

別表備考第3項中「全壊家屋、半壊家屋、全焼家屋及び半焼家屋の棟数を合算した」を「建替えが想定される家屋の」に、「当該」を「被害のあった」に改める。  
 様式裏面以外の部分中「電話( )」を「電話番号」に、「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、「建ぺい率 %」を「建蔽率 %」に改め、同様式を第1号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。  
 様式省略  
 附 則  
 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 世田谷区立区民会館条例施行規則(昭和57年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。  
 第4条第2項中「前6月」を「6月前」に改め、「施設」の次に「(ホールを使用しない場合における練習室を除く。)」を加え、「前12月」を「12月前」に改める。  
 第20条中「並びに」を「及び」に改め、「第1号の2様式」及び「及び第2号の2様式」を削る。

別表第2の1の部舞台器具の款リリウムの項の次に次のように加える。


|               |       |      |     |
|---------------|-------|------|-----|
| バレエパー・バレエスタンド | 1式 1回 | 700円 | 移動式 |
|---------------|-------|------|-----|

別表第2の1の部音響器具の款ダイレクトボックスの項の次に次のように加える。

|           |       |        |     |
|-----------|-------|--------|-----|
| パワードスピーカー | 1式 1回 | 1,000円 | 移動式 |
|-----------|-------|--------|-----|

別表第2の1の部ピアノの款を次のように改める。

|    |                |         |       |        |
|----|----------------|---------|-------|--------|
| 楽器 | ピアノ            | フルコンサート | 1台 1回 | 4,500円 |
|    |                | セミコンサート |       | 2,000円 |
|    |                | その他のもの  |       | 1,000円 |
|    | ドラムセット         |         | 1式 1回 | 500円   |
|    | ギターアンプ         |         | 1台 1回 | 500円   |
|    | ベースアンプ         |         | 1台 1回 | 500円   |
|    | モニタースピーカー・ミキサー |         | 1式 1回 | 500円   |

第5号様式中「」を削る。

第2条 世田谷区立区民会館条例施行規則

の一部を次のように改正する。  
 第10条第1項第4号中「集会室」の次に「及び練習室」を加える。

別表第1世田谷区立世田谷区民会館の項中「集会室」を「集会室 練習室」に改める。

別表第2の1の部舞台器具の款金屏風の項を次のように改める。

|    |       |        |         |
|----|-------|--------|---------|
| 屏風 | 1式 1回 | 1,500円 | 金・銀・鳥の子 |
|----|-------|--------|---------|

別表第2の1の部舞台器具の款もうせんの項の次に次のように加える。

|        |       |      |
|--------|-------|------|
| 長座布団   | 1枚 1回 | 300円 |
| 高座用座布団 | 1枚 1回 | 200円 |



別表第2の1の部音響器具の款ディスクデッキの項の次に次のように加える。

|                   |       |      |  |
|-------------------|-------|------|--|
| CDプレーヤー・カセットプレーヤー | 1台 1回 | 300円 |  |
|-------------------|-------|------|--|

別表第2の1の部照明器具の款照明効果装置の項の次に次のように加える。

|     |       |      |     |
|-----|-------|------|-----|
| 調光卓 | 1台 1回 | 500円 | 移動式 |
|-----|-------|------|-----|

別表第2の1の部照明器具の款ホリゾンタイトの項の次に次のように加える。

|        |        |      |              |
|--------|--------|------|--------------|
| ダウンライト | 1回路 1回 | 300円 | 反響板に付属しているもの |
|--------|--------|------|--------------|

別表第2の1の部楽器の款ピアノの項を次のように改める。

|     |         |       |        |             |
|-----|---------|-------|--------|-------------|
| ピアノ | フルコンサート | 1台 1回 | 4,500円 |             |
|     | セミコンサート |       | 2,000円 |             |
|     | コンパクト   |       | 1,500円 |             |
|     | アップライト  |       | 1,000円 | 楽屋にあるものを除く。 |
|     | その他のもの  |       | 500円   | 楽屋にあるものを除く。 |

別表第2の1の部映写器具の款映写機の項中

|        |        |               |
|--------|--------|---------------|
| テレビ受像機 | 1,000円 | ホール管理用のものを除く。 |
|--------|--------|---------------|

を テレビ受像機

|   |        |               |
|---|--------|---------------|
| A | 1,500円 | ホール管理用のものを除く。 |
| B | 1,000円 |               |

に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（第4条第2項の改正規定、第20条の改正規定及び第5号様式の改正規定に限る。） 公布の日
- (2) 第1条の規定（第4条第2項の改正規定、第20条の改正規定及び第5号様式の改正規定を除く。） 令和6年4月1日
- (3) 第2条の規定 令和6年9月1日

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第36号。以下「一部改正条例」という。）附則第1項第2号に掲げる規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）別表第4附帯設備の部ピアノの項の改正規定 令和6年4月1日
- (2) 一部改正条例附則第4項及び第5項の規定 令和6年5月1日
- (3) 世田谷区立区民会館条例第5条第1号の改正規定、同条例別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定及び同条例別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定 令和6年9月1日

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区印鑑条例施行規則（昭和50年7月世田谷区規則第65号）の一部を次のように改正する。  
第15条の2を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請）  
第15条の2 印鑑登録者は、条例第19条の2の規定により多機能端末機を利用して印鑑登録の証明を申請するときは、当該多機能端末機において次の各号のいずれかの操作をすることにより行うものとする。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「省令」という。）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）を入力すること。
- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を使用して、暗証番号（省令第59条の3第2項に規定する暗証番号をいう。）を入力すること。

附 則

この規則は、令和5年12月20日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例施行規則（昭和34年11月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第30条の表特例対象被保険者等に係る届書の項の次に次のように加える。  
産前産後期間に係る保険料軽減届出書第31号の3様式

第31号の2様式の次に次の1様式を加える。  
様式省略

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則（昭和50年4月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表2の項第46号中「第38条第7項」を「第38条第9項」に改め、同項第47号中「第38条第8項」を「第38条第10項」に改め、同項第48号中「第38条第9項」を「第38条第11項」に改め、同項第52号中「第44条の3の2第3項」を「第44条の3の5第3項」に改め、同項第53号中、「第44条の3の3」を「第44条の3の6」に改め、同項第64号中「第50条の3第3項」を「第50条の6第3項」に改め、同項第65号中「第50条の4」を「第50条の7」に改め、同表8の項第5号中「第3条の3第3項」を「第3条の3第2項」に改め、同項中第14号を第16号とし、同項第13号中「第6条第2項」を「第5条の2第2項、第6条第2項」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第1条」の次に「第1条の3」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 法第3条の4第1項の規定による営業者の地位の承継の承認

(7) 法第3条の4第3項において準用する法第3条第2項及び第3項の規定による営業の不許可、同条第4項の規定による意見の照会、同条第5項の規定による通知並びに同条第6項の規定による条件の付加  
別表19の項第3号及び第13号中「第67条

第1項を「第67条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表19の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表2の項の改正規定 令和6年4月1日

世田谷区興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区興行場に関する条例施行規則(昭和59年9月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同項第2号中「興行場」を「施設」に改め、同項第7号を削り、同条第2項ただし書を削り、同項第1号中「興行場」を「施設」に改め、同項第7号を削る。

第4条の次に次の1条を加える。  
(譲渡に係る承継届)

第4条の2 譲渡に係る条例第3条第3項の規則で定める書面は、興行場営業者地位承継届(譲渡)(第3号の2様式)とする。

第5条中「興行場営業承継届(相続)」を「興行場営業者地位承継届(相続)」に改める。

第6条中「興行場営業承継届(合併)」を「興行場営業者地位承継届(合併)」に改める。

第6条の2中「興行場営業承継届(分割)」を「興行場営業者地位承継届(分割)」に改める。

第7条第2項中「興行場営業停止・廃止届」を「興行場営業廃止(停止)届」に改める。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第2号様式中「付け」を「付」に改め、「4 許可条件」及び「5 臨時又は仮設の許可期間」を削る。

第3号様式を次のように改める。

様式省略

第3号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第4号様式から第8号様式までを次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和5年12月13日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の第4条の2の規定は、施行日以後に興行場営業を譲り受けた者について適用し、施行日前に興行場営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第4号様式から第8号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区旅館業法施行細則(昭和55年5月世田谷区規則第44号)の一部を次のよう

に改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(譲渡に係る承継承認申請書等)

第5条の2 省令第1条の3第1項の申請書は、旅館業営業者地位承継承認申請書(譲渡)(第3号の2様式)とする。

2 区長は、法第3条の2第1項の承認をしたときは、旅館業営業者地位承継承認書(譲渡)(第3号の3様式)を交付するものとする。

第6条第1項中「旅館業営業承継承認申請書(合併又は分割)」を「旅館業営業者地位承継承認申請書(合併又は分割)」に改め、同条第2項中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に、「旅館業営業承継承認書(合併又は分割)」を「旅館業営業者地位承継承認書(合併又は分割)」に改める。

第7条第1項中「旅館業営業承継承認申請書(相続)」を「旅館業営業者地位承継承認申請書(相続)」に改め、同条第2項中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に、「旅館業営業承継承認書(相続)」を「旅館業営業者地位承継承認書(相続)」に改める。

第7条の2中「及び法第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「旅館業営業承継不承認通知書」を「旅館業営業者地位承継不承認通知書」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

様式省略

第3号様式中「付け」を「付」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式省略

第4号様式から第7号様式までを次のように改める。

様式省略

第7号の2様式中「旅館業営業承継不承認通知書」を「旅館業営業者地位承継不承認通知書」に、「付け」を「付」に、「営業」を「営業者の地位」に改める。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和5年12月13日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の第5条の2の規定は、施行日以後に旅館業を譲り受けた者について適用し、施行日前に旅館業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式及び第9号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区公衆浴場法施行細則(昭和55年5月世田谷区規則第46号)の一部を次のように改正する。  
第6条ただし書を削り、同条の次に次の

1条を加える。

(譲渡に係る承継届)

第6条の2 省令第1条の2第1項の届書は、公衆浴場営業者地位承継届(譲渡)(第4号の2様式)とする。

第7条中「公衆浴場営業承継届(相続)」を「公衆浴場営業者地位承継届(相続)」に改める。

第8条中「公衆浴場営業承継届(合併)」を「公衆浴場営業者地位承継届(合併)」に改める。

第8条の2中「公衆浴場営業承継届(分割)」を「公衆浴場営業者地位承継届(分割)」に改める。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

様式省略

第4号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第5号様式を次のように改める。

様式省略

第6号様式中「公衆浴場営業承継届(合併)」を「公衆浴場営業者地位承継届(合併)」に、「下記のとおり公衆浴場の営業者の地位を合併により承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます」を「公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、下記のとおり法人の合併により公衆浴場の営業者の地位を承継したので、届け出ます」に、「施設の所在地」を「施設の所在地

電話番号」に改める。

第7号様式中「公衆浴場営業承継届(分割)」を「公衆浴場営業者地位承継届(分割)」に、「下記のとおり公衆浴場の営業者の地位を分割により承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます」を「公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、下記のとおり法人の分割により公衆浴場の営業者の地位を承継したので、届け出ます」に、「施設の所在地」を「施設の所在地

電話番号」に、「浴場業」を「営業者の地位」に改める。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和5年12月13日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の第6条の2の規定は、施行日以後に公衆浴場の営業を譲り受けた者について適用し、施行日前に公衆浴場の営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第4号様式から第9号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区理容師法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「理容所の開設者の地位承継届(分割)(第7号様式)」を「理容所開設者地位承継届(分割)(第8号様式)」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「理容所の開設者の地位承継届(合併)(第6号様式)」を「理容所開設者地位承継届(合併)(第7号様式)」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「理容所の開設者の地位承継届(相続)(第5号様式)」を「理容所開設者地位承継届(相続)(第6号様式)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 省令第20条の2第1項の届出書は、理容所開設者地位承継届(譲渡)(第5号様式)とする。

第4条中「第8号様式」を「第9号様式」に改める。

第6条中「もの」の次に「(当該施設等の入所者以外の者が利用する施設等を除く。)」を加える。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

様式省略

第8号様式中「付け」を「付」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式を次のように改め、同様式を第8号様式とする。

様式省略

第6号様式を次のように改め、同様式を第7号様式とする。

様式省略

第5号様式を次のように改め、同様式を第6号様式とする。

様式省略

第4号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条第4項の規定は、施行日以後に理容所の営業を譲り受けた者について適用し、施行日前に理容所の営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第7号様式までの規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区美容師法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「美容所の開設者の地位承継届(分割)(第7号様式)」を「美容所開設者地位承継届(分割)(第8号様式)」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「美容所の開設者の地位承継届(合併)(第6号様式)」を「美容所開設者地位承継届(合併)(第7号様式)」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「美容所の開設者の地位承継届(相続)(第5号様式)」を「美容所開設者地位承継届(相続)(第6号様式)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3

項の次に次の1項を加える。

4 省令第20条の2第1項の届出書は、美容所開設者地位承継届(譲渡)(第5号様式)とする。

第4条中「第8号様式」を「第9号様式」に改める。

第6条中「もの」の次に「(当該施設等の入所者以外の者が利用する施設等を除く。)」を加える。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

様式省略

第8号様式中「付け」を「付」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式を次のように改め、同様式を第8号様式とする。

様式省略

第6号様式を次のように改め、同様式を第7号様式とする。

様式省略

第5号様式を次のように改め、同様式を第6号様式とする。

様式省略

第4号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条第4項の規定は、施行日以後に美容所の営業を譲り受けた者について適用し、施行日前に美容所の営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第7号様式までの規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区クリーニング業法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「第2条の4第1項」を「第2条の5第1項」に、「クリーニング所の営業者の地位承継届(分割)」を「クリーニング所営業者地位承継届(分割)」に、「無店舗取次店の営業者の地位承継届(分割)」を「無店舗取次店営業者地位承継届(分割)」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第2条の3第1項」を「第2条の4第1項」に、「クリーニング所の営業者の地位承継届(合併)」を「クリーニング所営業者地位承継届(合併)」に、「無店舗取次店の営業者の地位承継届(合併)」を「無店舗取次店営業者地位承継届(合併)」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に、「クリーニング所の営業者の地位承継届(相続)」を「クリーニング所営業者地位承継届(相続)」に、「無店舗取次店の営業者の地位承継届(相続)」を「無店舗取次店営業者地位承継届(相続)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 省令第2条の2第1項の届出書は、クリーニング所営業者地位承継届(譲渡)(第3号の3様式)又は無店舗取次店営業者地位承継届(譲渡)(第3号の4様式)とする。

第1号様式から第3条の2様式までを次のように改める。

様式省略

第3号の2様式の次に次の2様式を加える。

様式省略

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

様式省略

第6号様式中「電話番号( )」を「電話番号」に、「クリーニング所の営業者の地位承継届(合併)」を「クリーニング所営業者地位承継届(合併)」に、「下記のとおりクリーニング所の営業者の地位を合併により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます」を「クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、下記のとおり法人の合併によりクリーニング所の営業者の地位を承継したので、届け出ます」に、「クリーニング所の名称」を「施設の名称」に、「クリーニング所の所在地」を「施設の所在地電話番号」に改める。

第7号様式中「電話番号( )」を「電話番号」に、「無店舗取次店の営業者の地位承継届(合併)」を「無店舗取次店営業者地位承継届(合併)」に、「下記のとおり無店舗取次店の営業者の地位を合併により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます」を「クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、下記のとおり法人の合併により無店舗取次店の営業者の地位を承継したので、届け出ます」に、「無店舗取次店の名称」を「無店舗取次店の名称電話番号」に改める。

第8号様式中「電話番号( )」を「電話番号」に、「クリーニング所の営業者の地位承継届(分割)」を「クリーニング所営業者地位承継届(分割)」に、「下記のとおりクリーニング所の営業者の地位を分割により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます」を「クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、下記のとおり法人の分割によりクリーニング所の営業者の地位を承継したので、届け出ます」に、「クリーニング所の名称」を「施設の名称」に、「クリーニング所の所在地」を「施設の所在地電話番号」に、「営業を」を「営業者の地位を」に改める。

第9号様式中「電話番号( )」を「電話番号」に、「無店舗取次店の営業者の地位承継届(分割)」を「無店舗取次店営業者地位承継届(分割)」に、「下記のとおり無店舗取次店の営業者の地位を分割により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます」を「クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、下記のとおり法人の分割により

舗取次店の営業者の地位を承継したので、届け出ます」に「無店舗取次店の名称」を「無店舗取次店の名称

電話番号」に、「営業を」を「営業者の地位を」に改める。

第10号様式中「付け」を「付」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日(以下「施行日」という。)から施行する。
2 この規則による改正後の第3条第4項の規定は、施行日以後にクリーニング所の営業者の地位を譲り受けた者について適用し、施行日前にクリーニング所の営業者の地位を譲り受けた者については、なお従前の例による。
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第9号様式までの規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則(昭和50年4月世田谷区規則第41号)の一部を次のように改正する。

第5条の3中「プール経営承継届(分割)(第3号の4様式)」を「プール許可経営者地位承継届(分割)(第3号の5様式)」に改め、同条を第5条の4とする。

第5条の2中「プール経営承継届(合併)(第3号の3様式)」を「プール許可経営者地位承継届(合併)(第3号の4様式)」に改め、同条を第5条の3とする。

第5条の前の見出しを削り、同条中「プール経営承継届(相続)(第3号の2様式)」を「プール許可経営者地位承継届(相続)(第3号の3様式)」に改め、同条を第5条の2とし、第4条の次に次の見出し及び1条を加える。

(承継の届出)
第5条 条例第3条の2の規定により譲渡による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、プール許可経営者地位承継届(譲渡)(第3号の2様式)を区長に提出しなければならない。

第6条第1項中「変更届」を「プール経営許可事項変更届」に改め、同条第2項中「再開・廃止届」を「プール経営再開・廃止届」に改める。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

様式省略

第3号の4様式を次のように改め、同様式を第3号の5様式とする。

様式省略

第3号の3様式を次のように改め、同様式を第3号の4様式とする。

様式省略

第3号の2様式を次のように改め、同様式を第3号の3様式とする。

様式省略

第3号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第4号様式及び第5号様式を次のように

改める。

様式省略

第7号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日(以下「施行日」という。)から施行する。
2 この規則による改正後の第5条の規定は、施行日以後にプールの経営を譲り受けた者について適用し、施行日前にプールの経営を譲り受けた者については、なお従前の例による。
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第2号様式、第3号の2様式から第5号様式まで及び第7号様式の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区食品衛生法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(地位の承継の届出)」に改め、同条中「第68条」を「第67条の2」に、「承継の届出」を「地位の承継の届出」に改める。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第3号様式を次のように改める。

様式省略

第5号様式から第7号様式までを次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日(以下「施行日」という。)から施行する。
2 この規則による改正後の第6条の規定は、施行日以後に食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第7項に規定する営業(同法第68条第3項に規定する場合を含む。以下「営業」という。)を譲り受けた者について適用し、施行日前に営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式までの規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年5月世田谷区規則第53号)の一部を次のように改正する。

第6条中「食鳥処理の事業の承継届」を「食鳥処理業者地位承継届」に改める。

第6号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和5年12月13日(以下

「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の第6条の規定は、施行日以後に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第2条第5号に規定する食鳥処理の事業(以下「事業」という。)を譲り受けた者について適用し、施行日前に事業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例(令和5年9月世田谷区条例第56号)の施行期日は、令和5年12月13日とする。

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年9月世田谷区条例第57号)の施行期日は、令和5年12月13日とする。

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則(平成28年3月世田谷区規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の表を次のように改め、同条を第5条とする。

Table with 2 columns: Law/Regulation Item, Content. Includes items like '法第9条第3項 立入調査実施通知書(第7号様式)', '法第9条第4項 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年国土交通省令第68号)別記様式', '法第22条第7項 意見聴取会開催通知書(第8号様式)', '法第22条第13項 標識(第9号様式)'.

第3条の次に次の1条を加える。(緊急代執行)

第4条 条例第10条において準用する条例第9条第2項の規定による通知は、緊急代執行実施結果通知書(第6号様式)により行うものとする。

第7号様式を削り、第6号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を第7号様式とし、第5号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>第8号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第14条第6項」を「第22条第6項」に改める。<br/>第9号様式を次のように改める。<br/>様式省略<br/>附則<br/>(施行期日)<br/>1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。<br/>(経過措置)<br/>2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第7号様式の規定に基づき作成され、交付されている立入調査員証は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式の規定に基づき作成され、交付されている身分証明書とみなす。<br/>3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第9号様式の規定に基づき作成され、設置されている標識は、この規則による改正後の第9号様式の規定に基づき作成され、設置されている標識とみなす。</p> <p>世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行</p> | <p>期日を定める規則<br/>世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和5年12月世田谷区条例第72号）の施行期日は、令和5年12月13日とする。</p> <hr/> <p>世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則<br/>世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例（令和5年12月世田谷区条例第73号）の施行期日は、令和5年12月13日とする。</p> <hr/> <p>次に掲げる規則を公布する。<br/>令和5年12月28日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p><b>世田谷区規則第126号</b><br/>世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第127号</b><br/>世田谷区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第128号</b><br/>職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第129号</b><br/>職員の勤勉手当に関する規則の一部を改</p> | <p>正する規則<br/><b>世田谷区規則第130号</b><br/>世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第131号</b><br/>世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第132号</b><br/>世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第133号</b><br/>世田谷区児童相談所長委任規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第134号</b><br/>世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>世田谷区公印規則の一部を改正する規則<br/>世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。<br/>別表4の部中82の項を83の項とし、55の項から81の項までを1項ずつ繰り下げ、53の項及び54の項を削り、52の項を54の項とし、同項の次に次のように加える。</p> |
|---|---|--|

|                       |   |           |              |           |
|-----------------------|---|-----------|--------------|-----------|
| 55                    | 同 | 方21ミリメートル | 同            |           |
| 別表4の部51の項の次に次のように加える。 |   |           |              |           |
| 52                    | 同 | 同         | 保育担当事業事務用    | 保育課長      |
| 53                    | 同 | 同         | 子育てサービスシステム用 | 保育認定・調整課長 |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>附則<br/>この規則は、令和6年1月1日から施行する。</p> <p>世田谷区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則<br/>世田谷区情報公開条例施行規則（平成13年7月世田谷区規則第84号）の一部を次のように改正する。<br/>第17条第2項中「公表」を「規定により公表する事項」に改め、同条第3項中「区広報」を「インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法」に改める。</p> <p>附則<br/>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則<br/>職員の期末手当に関する規則（昭和43年6月世田谷区規則第24号）の一部を次のように改正する。<br/>第2条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。<br/>(10) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員（以下「大学院修学休業中の職員」という。）<br/>第2条の2中第7号を第8号とし、第6</p> | <p>号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。<br/>(6) 大学院修学休業中の職員として在職した期間<br/>第4条第1項各号列記以外の部分中「第8号」を「第9号」に、「第9号及び第10号」を「第10号及び第11号」に改め、同項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。<br/>(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間<br/>附則<br/>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則<br/>職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年3月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。<br/>第2条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。<br/>(10) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員（以下「大学院修学休業中の職員」という。）<br/>第2条の2中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を</p> | <p>加える。<br/>(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間<br/>第3条第3項各号列記以外の部分中「結核休養期間」という。)の次に「又は教育公務員特例法第14条第1項に規定する事由に該当して休職されている期間（以下「結核休職期間」という。）」を加え、同項第3号中「結核休養期間」の次に「及び結核休職期間」を加える。<br/>第3条の2第1項各号列記以外の部分中「第9号及び第10号」を「第10号及び第11号」に、「第14号」を「第16号」に改め、同項中第17号を第19号とし、第13号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。<br/>(14) 結核休職期間<br/>第3条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。<br/>(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間<br/>附則<br/>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則<br/>世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改</p> |
|---|--|---|

# 世田谷区公報

正する。  
別表経理課長の項第1号中「学校健康推進課長」の次に「乳幼児教育・保育支援課長」を、「街づくり課長」の次に「保育課長、一時保護課長」を、「道路事業推進課長」の次に「豪雨対策・下水道整備課長」を加え、同表教育長の項中「学校健康推進課長」の次に「乳幼児教育・保育支援課長」を加え、同表学校健康推進課長の項の次に次のように加える。

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 乳幼児教育・保育支援課長 | 区立認定こども園において使用する給食物資の供給に係る契約 |
|--------------|------------------------------|

別表街づくり課長の項の次に次のように加える。

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 保育課長   | 区立保育園において使用する給食物資の供給に係る契約      |
| 一時保護課長 | 児童相談所一時保護所において使用する給食物資の供給に係る契約 |

別表課長の項に次の1号を加える。

- (3) 付合契約(電気、ガス、水道等の供給契約、保険加入契約その他の法令又は約款等の定めにより一律に成立する定型化された契約をいう。)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第9号中「控除対象扶養親族又は前号に規定する者」を「年齢16歳未満の者に限り、前号に掲げるもの」に改め、同項第11号を削り、同条第3項中「当該国外居住者に係る所得税法施行規則第47条の2第5項及び第6項に規定する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る施行規則第2条の2第5項第1号に定める書類
- (2) 当該国外居住者が法第34条第1項第11号ロ(1)及び第314条の2第1項第11号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る施行規則第2条の2第5項第2号に定める書類
- (3) 当該国外居住者が法第34条第1項第11号ロ(3)及び第314条の2第1項第11号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る施行規則第2条の2第5項第3号に定める書類
- 第6条の2第4項中「第2条の2第5項」を「第2条の2第6項」に、「第2条の2第6項」を「第2条の2第7項」に改め、同項ただし書中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同条第5項中「第2条の2第7項」を「第2条の2第8項」に改め、同条第5項中「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同条第5項中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

7項」を「第2条の2第8項」に改め、同項ただし書中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第6号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第6条の2第1項第9号及び第3項並びに第6号様式の規定は、令和6年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。
- 3 令和5年度分までの特別区民税に係る世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)第23条第1項及び第2項の申告書を提出した場合におけるこの規則による改正前の第6条の2第1項第11号に掲げる事項については、なお従前の例による。

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例施行規則(平成15年7月世田谷区規則第91号)の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月4日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区児童相談所長委任規則(令和2年3月世田谷区規則第54号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「令」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。)」を「及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「令」という。)」に改め、第1号から第6号までを削り、第7号を第1号とし、第8号から第25号までを6号ずつ繰り上げ、同項第26号中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第27号を第21号とし、第28号を第22号とし、第29号から第37号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、別表1の項第26号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則(平

成7年3月世田谷区規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の部世田谷区立北烏山3高架下遊び場の項の次に次のように加える。

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 世田谷区立北烏山五丁目広場 | 東京都世田谷区北烏山五丁目4番20号 |
|---------------|--------------------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

### ◎世田谷区訓令甲第43号

庁 中 一 般  
綜 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

世田谷区長 保坂展人

第8条の表区民課の部戸籍係の項中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、同項第13号中「成年被後見人名簿」の次に「被保佐人名簿」を加え、同号を同項第16号とし、同項中第12号を第15号とし、第7号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関すること。
- (8) 届書等の記載事項証明書及び届書等情報の内容の証明書の交付に関すること。
- (9) 届書等の書類及び届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務に関すること。

別表2の部区民課の款15の項課長決定の欄中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- 6 戸籍電子証明書提供用識別符号を発行すること。
- 7 届書等の記載事項証明書及び届書等情報の内容の証明書を交付すること。
- 8 届書等の書類及び届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供すること。

別表2の部区民課の款21の項中「成年被後見人名簿」の次に「被保佐人名簿」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第8条の表区民課の部戸籍係の項第13号の改正規定及び別表2の部区民課の款21の項の改正規定は、令和5年12月26日から施行する。

### ◎世田谷区訓令甲第44号

庁 中 一 般  
綜 合 支 所  
出 張 所

世田谷区戸籍事務等取扱規程(平成3年4月世田谷区訓令甲第38号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

世田谷区長 保坂展人

第7条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第2項中「磁気ディスクをもっ

て調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面を「戸籍証明書」に改め、同条第3項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び同条第3項の規定に基づく戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供は、総合支所において行う。

5 法第126条の規定に基づく戸籍証明書又は除籍証明書の交付は、総合支所において行う。

第8条第3項中「証明書」の次に「及び法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容についての証明書」を加え、同条に次の1項を加える。

5 法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務については、第1項の規定を準用する。

第23条中「準禁治産宣告者名簿」を「被保佐人名簿、準禁治産者名簿」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和5年12月26日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第45号

庁 中 一 般  
児 童 相 談 所

世田谷区児童相談所処務規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第35号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

世田谷区長 保坂展人

別表1の部3の項中「障害児入所給付費の支給の決定及び入所受給者証」を「障害児入所給付費等の支給の決定及び入所受給者証等」に改め、同部4の項中「判定に」を「判定に」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第783号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 33-D587-05
- 2 変更の区間 世田谷区東玉川二丁目77番40の内

- 3 変更の区域
  - 延長 5.28メートル
  - 幅員 0.61メートルから0.62メートルまで
  - 面積 3.26平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年12月1日

◎世田谷区告示第784号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区深沢八丁目105番24の内
- 3 変更の区域
  - 延長 5.33メートル
  - 幅員 0.23メートル
  - 面積 1.25平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年12月1日

◎世田谷区告示第785号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区深沢八丁目105番24の内
- 3 変更の区域
  - 延長 0.04メートル
  - 幅員 0.23メートル
  - 面積 0.009平方メートル

◎世田谷区告示第786号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 28-1
  - (2) 28-1
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区北烏山九丁目1891番2の内
  - (2) 世田谷区北烏山九丁目1891番2の内
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 14.24メートル
  - 幅員 1.26メートルから

- 面積 1.30メートルまで
- (2) 面積 25.55平方メートル
- 延長 34.25メートル
- 幅員 1.62メートルから2.94メートルまで
- 面積 60.04平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年12月1日

◎世田谷区告示第787号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 R5-8
- 2 変更の区間 世田谷区大蔵五丁目12番50
- 3 変更の区域
  - 延長 5.13メートル
  - 幅員 0.00メートルから0.38メートルまで
  - 面積 1.30平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年12月1日

◎世田谷区告示第788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 R5-8
- 2 供用開始の区間 世田谷区大蔵五丁目12番15
- 3 供用開始の区域
  - 延長 29.87メートル
  - 幅員 0.05メートルから1.78メートルまで
  - 面積 22.36平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年12月1日

◎世田谷区告示第789号

世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第54条に規定する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)第46条第1項及び第47条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
  - (1) 名称 荻原 章

# 世田谷区公報

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(2) 所在地 東京都世田谷区上北沢一丁目6番12号</p> <p>2 委託期間<br/>令和5年12月1日から令和6年3月31日まで</p>  | <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区粕谷二丁目23番1号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年11月29日</p> <p>5 サービスの種類 認知症対応型通所介護</p>  | <p>28-1</p> <p>2 変更の区間<br/>世田谷区桜丘三丁目2797番7の内</p> <p>3 変更の区域<br/>延長 5.68メートル<br/>幅員 0.14メートルから0.22メートルまで<br/>面積 1.03平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日<br/>令和5年12月11日</p>  |
| <p>◎世田谷区告示第790号<br/>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1項及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。<br/>令和5年12月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p>   | <p>◎世田谷区告示第795号<br/>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。<br/>令和5年12月7日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービスクローバー祐天寺</p> <p>2 事業所の所在地 東京都目黒区目黒四丁目24番13号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社CLOVER</p> <p>4 指定年月日 令和5年11月27日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>  | <p>◎世田谷区告示第798号<br/>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。<br/>この関係図面は、令和5年12月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。<br/>令和5年12月11日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号<br/>28-1</p> <p>2 変更の区間<br/>世田谷区上祖師谷四丁目1146番9の内</p> <p>3 変更の区域<br/>延長 14.14メートル<br/>幅員 0.15メートルから0.16メートルまで<br/>面積 2.27平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日<br/>令和5年12月11日</p> |
| <p>◎世田谷区告示第791号<br/>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。<br/>令和5年12月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p>  | <p>◎世田谷区告示第796号<br/>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。<br/>この関係図面は、令和5年12月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。<br/>令和5年12月8日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号<br/>(1) 32-E011-04<br/>(2) 23-E010-05</p> <p>2 変更の区間<br/>(1) 世田谷区深沢三丁目6番283の内<br/>(2) 世田谷区深沢三丁目6番283の内</p> <p>3 変更の区域<br/>(1) 延長 3.61メートル<br/>幅員 0.98メートル<br/>面積 3.57平方メートル<br/>(2) 延長 3.76メートル<br/>幅員 1.04メートルから1.10メートルまで<br/>面積 4.05平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日<br/>令和5年12月8日</p> | <p>◎世田谷区告示第799号<br/>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。<br/>この関係図面は、令和5年12月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。<br/>令和5年12月12日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号<br/>28-1</p> <p>2 変更の区間<br/>世田谷区経堂三丁目465番7の内</p> <p>3 変更の区域<br/>延長 15.94メートル<br/>幅員 0.52メートルから0.56メートルまで<br/>面積 8.70平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日<br/>令和5年12月12日</p>    |
| <p>◎世田谷区告示第792号<br/>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。<br/>令和5年12月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p>  | <p>◎世田谷区告示第793号<br/>介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。<br/>令和5年12月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ケアー・ホープ</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区砧一丁目14番3号</p> <p>3 事業者の名称 有限会社ケア・ホープ</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年11月21日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>  | <p>◎世田谷区告示第800号<br/>令和5年10月2日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。<br/>なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。<br/>令和5年12月12日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>住民票の写し<br/>1 住所及び氏名</p>  |
| <p>◎世田谷区告示第793号<br/>介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。<br/>令和5年12月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ケアー・ホープ</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区砧一丁目14番3号</p> <p>3 事業者の名称 有限会社ケア・ホープ</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年11月21日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p> | <p>◎世田谷区告示第797号<br/>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。<br/>この関係図面は、令和5年12月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。<br/>令和5年12月11日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>   | <p>◎世田谷区告示第800号<br/>令和5年10月2日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。<br/>なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。<br/>令和5年12月12日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>住民票の写し<br/>1 住所及び氏名</p>  |
| <p>◎世田谷区告示第794号<br/>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。<br/>令和5年12月7日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム芦花</p>   | <p>◎世田谷区告示第797号<br/>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。<br/>この関係図面は、令和5年12月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。<br/>令和5年12月11日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>   | <p>◎世田谷区告示第800号<br/>令和5年10月2日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。<br/>なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。<br/>令和5年12月12日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>住民票の写し<br/>1 住所及び氏名</p>  |



住所 東京都世田谷区給田四丁目1番8-206号  
氏名 前田 翔太  
2 交付年月日  
令和5年10月10日

◎世田谷区告示第801号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月12日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、推定16週の胎児、性別男(推定)、身長17.5センチメートル、体重130グラム。

上記の者は、令和5年7月、東京都世田谷区上北沢四丁目20番18号、上北沢内科小児科医院の閉院に伴う解体作業中、1階ガレージにて、ホルマリン漬けにされた状態で発見されました。昭和45年頃死産があったものと推定。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第802号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設(平成25年11月告示第645号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月13日

世田谷区長 保坂展人

別表第2幼稚園の項中「幼稚園」を「学校」に改める。

附則

この告示による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設の規定は、令和5年10月1日から適用する。

◎世田谷区告示第803号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢四丁目230番4の内
- 3 変更の区域  
延長 10.42メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.90平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月13日

◎世田谷区告示第804号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成

14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G205
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区松原五丁目373番26地先無番から379番10地先無番まで  
(新)世田谷区松原五丁目374番15地先無番
- 3 廃止の期日  
令和5年12月13日

◎世田谷区告示第805号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
46-31
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山七丁目2317番116
- 3 変更の区域  
延長 9.20メートル  
幅員 0.98メートルから0.99メートルまで  
面積 9.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月15日

◎世田谷区告示第806号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-G025
- 2 廃止する起終点  
世田谷区北沢一丁目345番18地先無番から346番2地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和5年12月15日

◎世田谷区告示第807号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区祖師谷六丁目794番109から794番5まで
- 3 変更の区域  
延長 12.82メートル  
幅員 1.61メートルから1.67メートルまで  
面積 21.22平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月15日

◎世田谷区告示第808号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川三丁目149番20から149番21の内まで
- 3 変更の区域  
延長 23.26メートル  
幅員 1.10メートルから1.47メートルまで  
面積 30.54平方メートル

◎世田谷区告示第809号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢一丁目18番の内
- 3 変更の区域  
延長 13.88メートル  
幅員 0.36メートルから0.38メートルまで  
面積 5.02平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月15日

◎世田谷区告示第810号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 36-5

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>(2) 36-5<br/>2 供用開始の区間<br/>(1) 世田谷区野沢二丁目71番10<br/>(2) 世田谷区野沢二丁目71番12<br/>3 供用開始の区域<br/>(1) 延長 3.00メートル<br/>幅員 2.02メートルから<br/>2.03メートルまで<br/>面積 6.10平方メートル<br/>(2) 延長 0.15メートル<br/>幅員 2.13メートル<br/>面積 0.33平方メートル<br/>4 供用開始の期日<br/>令和5年12月15日</p> <p>◎世田谷区告示第811号<br/>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> | <p>令和5年12月15日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>1 事業所の名称 音楽デイ 歌のつばさ<br/>2 事業所の所在地 東京都練馬区谷原四丁目13番6号<br/>3 事業者の名称 フローレーベン株式会社<br/>4 指定年月日 令和5年12月1日<br/>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p> <p>◎世田谷区告示第812号<br/>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。<br/>令和5年12月15日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> | <p>1 事業所の名称 はなさき<br/>2 事業所の所在地 東京都世田谷区東玉川一丁目16番8号<br/>3 事業者の名称 株式会社はなさき<br/>4 廃止届受理年月日 令和5年11月27日<br/>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p> <p>◎世田谷区告示第813号<br/>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。<br/>令和5年12月15日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> |
|--|---|---|

1. 一般会計予算執行状況

| 歳入   |               | 歳出   |               |
|------|---------------|------|---------------|
| 予算現額 | 3,812億7,880万円 | 予算現額 | 3,812億7,880万円 |
| 収入済額 | 1,607億9,136万円 | 支出済額 | 1,416億8,103万円 |
| 収入率  | 42.2%         | 執行率  | 37.2%         |

2. 特別会計予算執行状況

|            | 予算現額        | 歳入          |       | 歳出          |       |
|------------|-------------|-------------|-------|-------------|-------|
|            |             | 収入済額        | 収入率   | 支出済額        | 執行率   |
| 国民健康保険事業会計 | 864億1,204万円 | 357億1,433万円 | 41.3% | 306億1,554万円 | 35.4% |
| 後期高齢者医療会計  | 254億671万円   | 98億5,616万円  | 38.8% | 78億2,756万円  | 30.8% |
| 介護保険事業会計   | 763億5,469万円 | 333億2,484万円 | 43.6% | 287億3,907万円 | 37.6% |
| 学校給食費会計    | 34億3,949万円  | 31億2,721万円  | 90.9% | 11億1,881万円  | 32.5% |

3. 区有財産現在高

|          |              |
|----------|--------------|
| 土地       | 256万7418.13㎡ |
| 建物       | 127万7056.83㎡ |
| 工作物      | 304億9,461万円  |
| 有価証券（株券） | 4億3,000万円    |
| 出資による権利  | 28億4,296万円   |
| 債権       | 50億1,476万円   |
| 基金       | 1,632億413万円  |

4. 区民の特別区税負担

特別区税（区民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税）の予算額を区民1人あたり及び1世帯あたりの負担額に換算すると次のようになります。

| 年度  | 1人あたり     | 1世帯あたり    |
|-----|-----------|-----------|
| 5年度 | 14万4,854円 | 26万8,073円 |
| 4年度 | 13万8,826円 | 25万8,489円 |

※9月30日現在の特別区税予算額と10月1日現在の人口、世帯に基づき算出しました。

5. 特別区債現在高の状況

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 4年度末現在高          | 555億9,471万円 |
| 償還額（4～9月に返済した元金） | 17億3,861万円  |
| 5年4～9月の発行額       | 0円          |
| 5年9月末現在高         | 538億5,610万円 |

6. 一時借入金

上半期は、必要とませんでした。

※各表の数値は、項目ごとに1万円未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

◎世田谷区告示第814号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区深沢四丁目33番3地先無番
3 変更の区域 延長 26.21メートル 幅員 1.21メートル 面積 31.75平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年12月18日

◎世田谷区告示第815号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 34-G107
2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区深沢四丁目33番3地先無番から33番5地先無番まで (新)世田谷区深沢四丁目33番5地先無番
3 廃止の期日 令和5年12月18日

◎世田谷区告示第816号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区計画
2 都市計画を定める土地の区域 世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各内地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第817号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する図法第19条第1

項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都市計画高度地区
2 都市計画を定める土地の区域 削除する部分 第1種高度地区 世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各内地内 16m第1種高度地区 世田谷区代沢一丁目内地内 19m第2種高度地区 世田谷区北沢一丁目内地内 追加する部分 19m第2種高度地区 世田谷区北沢一丁目内地内 25m第2種高度地区 世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各内地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第818号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第11条第1項の規定により、地区街づくり計画を策定したので、同条例第15条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称 補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域 世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各内地内
3 縦覧場所 世田谷区北沢総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第819号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第1項の規定により、街づくり誘導地区を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称 補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区街づくり誘導地区
2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域 世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各内地内
3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称

補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区街づくり計画

- 4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第1号、第2号、第3号(近隣商業地区に係るものに限る。)及び第4号に掲げる建築行為等
5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期 令和6年1月17日

◎世田谷区告示第820号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第198号
2 指定年月日 令和5年12月18日
3 指定する道路の種類 道路法(昭和27年法律第180号)による道路
4 道路の区域 世田谷区松原三丁目533番2の一部、534番4の一部、534番7、534番8の一部、534番9、534番10、535番2の一部
5 道路の幅員 (1)4.00メートルから18.44メートルまで (2)17.21メートルから17.86メートルまで
6 道路の延長 (1)30.02メートル (2)19.97メートル

◎世田谷区告示第821号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年12月19日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第822号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和5年12月19日

# 世田谷区公報

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 世田谷区長 保坂展人 |                   |
| 1 事業所の名称   | ケアステーションすずらん二子玉川  |
| 2 事業所の所在地  | 東京都世田谷区玉川四丁目11番7号 |
| 3 事業者の名称   | 株式会社すずらん          |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和5年11月29日        |
| 5 サービスの種類  | 居宅介護支援            |

**◎世田谷区告示第823号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和5年12月20日

世田谷区長 保坂展人

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 指定取消番号  | 第2923号                                |
| 2 指定取消年月日 | 令和5年12月19日                            |
| 3 指定取消の位置 | 世田谷区宮坂三丁目2777番6の一部、11の一部、12の一部及び43の一部 |
| 4 道路の幅員   | 4.00メートル                              |
| 5 道路の延長   | 10.34メートル                             |
| 6 申出者氏名   | 高原 太郎                                 |

**◎世田谷区告示第824号**

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月20日

世田谷区長 保坂展人

|           |  |
|-----------|--|
| 1 指定番号    | 11-D022-19   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区代沢一丁目14番31の内から14番30の内まで                              |
| 3 変更の区域   | 延長 13.31メートル<br>幅員 0.39メートルから0.48メートルまで<br>面積 5.84平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和5年12月20日   |

**◎世田谷区告示第825号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月20日

世田谷区長 保坂展人

|        |      |
|--------|------|
| 1 認定番号 | 28-1 |
|--------|------|

|         |   |
|---------|---|
| 2 変更の区間 | 世田谷区代田一丁目337番4の内                            |
| 3 変更の区域 | 延長 0.05メートル<br>幅員 0.64メートル<br>面積 0.03平方メートル |

**◎世田谷区告示第826号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月20日

世田谷区長 保坂展人

|           |  |
|-----------|--|
| 1 認定番号    | 28-1   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区代田一丁目337番4の内   |
| 3 変更の区域   | 延長 10.17メートル<br>幅員 0.63メートルから0.64メートルまで<br>面積 6.56平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和5年12月20日   |

**◎世田谷区告示第827号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月20日

世田谷区長 保坂展人

|           |   |
|-----------|---|
| 1 認定番号    | 28-1  |
| 2 変更の区間   | 世田谷区上馬一丁目555番28の内から555番20の内まで                           |
| 3 変更の区域   | 延長 6.04メートル<br>幅員 0.15メートルから0.24メートルまで<br>面積 1.31平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和5年12月20日  |

**◎世田谷区告示第828号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月20日

世田谷区長 保坂展人

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 1 認定番号  | 28-1               |
| 2 変更の区間 | 世田谷区南烏山四丁目371番33の内 |
| 3 変更の区域 | 延長 12.91メートル       |

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 幅員        | 0.77メートルから0.85メートル |
| 面積        | 10.33平方メートル        |
| 4 供用開始の期日 | 令和5年12月20日         |

**◎世田谷区告示第829号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月20日

世田谷区長 保坂展人

|           |   |
|-----------|---|
| 1 認定番号    | 54-28   |
| 2 変更の区間   | 世田谷区上祖師谷七丁目940番38   |
| 3 変更の区域   | 延長 23.78メートル<br>幅員 1.01メートルから1.17メートルまで<br>面積 24.56平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和5年12月20日  |

**◎世田谷区告示第830号**

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。  
令和5年12月21日

世田谷区長 保坂展人

| 号  | 職種      | 労働報酬下限額(1時間当たり) |
|----|---------|-----------------|
| 1  | 特殊作業員   | 2,837円          |
| 2  | 普通作業員   | 2,540円          |
| 3  | 軽作業員    | 1,785円          |
| 4  | 造園工     | 2,529円          |
| 5  | 法面工     | 3,220円          |
| 6  | とび工     | 3,177円          |
| 7  | 石工      | 3,145円          |
| 8  | ブロック工   | 2,933円          |
| 9  | 電工      | 3,060円          |
| 10 | 鉄筋工     | 3,082円          |
| 11 | 鉄骨工     | 2,816円          |
| 12 | 塗装工     | 3,326円          |
| 13 | 溶接工     | 3,443円          |
| 14 | 運転手(特殊) | 2,944円          |
| 15 | 運転手(一般) | 2,380円          |
| 16 | 潜かん工    | 3,411円          |
| 17 | 潜かん世話役  | 4,240円          |
| 18 | さく岩工    | 3,613円          |

|    |         |        |
|----|---------|--------|
| 19 | トンネル特殊工 | 3,294円 |
| 20 | トンネル作業員 | 2,859円 |
| 21 | トンネル世話役 | 3,879円 |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 3,347円 |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 3,326円 |
| 24 | 橋りょう世話役 | 3,921円 |
| 25 | 土木一般世話役 | 3,071円 |
| 26 | 高級船員    | 3,549円 |
| 27 | 普通船員    | 2,816円 |
| 28 | 潜水士     | 4,814円 |
| 29 | 潜水連絡員   | 3,496円 |
| 30 | 潜水送気員   | 3,400円 |
| 31 | 山林砂防工   | 3,082円 |
| 32 | 軌道工     | 5,536円 |
| 33 | 型わく工    | 2,922円 |
| 34 | 大工      | 2,933円 |
| 35 | 左官      | 3,135円 |
| 36 | 配管工     | 2,731円 |
| 37 | はつり工    | 2,901円 |
| 38 | 防水工     | 3,485円 |
| 39 | 板金工     | 3,262円 |
| 40 | タイル工    | —      |
| 41 | サッシ工    | 3,082円 |
| 42 | 屋根ふき工   | —      |
| 43 | 内装工     | 3,167円 |
| 44 | ガラス工    | 3,050円 |
| 45 | 建具工     | —      |
| 46 | ダクト工    | 2,752円 |
| 47 | 保温工     | 2,667円 |
| 48 | 建築ブロック工 | —      |
| 49 | 設備機械工   | 2,699円 |
| 50 | 交通誘導員A  | 1,902円 |
| 51 | 交通誘導員B  | 1,647円 |
| 52 | 上記以外の職種 | 1,330円 |

備考

- 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
  - 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,470円
  - 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
- 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

附 則  
この告示は、令和6年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用する。

◎世田谷区告示第831号

令和5年第2回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。  
令和5年12月21日  
世田谷区長 保坂展人 記

- 招集する年月日 令和5年12月22日(金)午後1時
- 招集する場所 世田谷区議会議場
- 案 件
  - 議 案  
令和5年度世田谷区一般会計補正予算(第4次)  
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
  - 報 告  
議会の委任による専決処分の報告(損害賠償請求事件に係る和解)

◎世田谷区告示第832号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和5年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月22日  
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 26-9
- 変更の区間 世田谷区上北沢三丁目1110番16
- 変更の区域  
延長 7.87メートル  
幅員 0.00メートルから0.87メートルまで  
面積 3.42平方メートル

◎世田谷区告示第833号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月22日  
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 35-1
- 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1828番2の内
- 変更の区域  
延長 29.86メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 5.39平方メートル
- 供用開始の期日 令和5年12月22日

◎世田谷区告示第834号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月22日  
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区上北沢三丁目1103番2の内
- 変更の区域  
延長 4.87メートル  
幅員 0.07メートルから0.13メートルまで  
面積 0.50平方メートル
- 供用開始の期日 令和5年12月22日

◎世田谷区告示第835号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月22日  
世田谷区長 保坂展人

- 指定番号 13-D288-04
- 変更の区間 世田谷区下馬一丁目91番4の内
- 変更の区域  
延長 14.97メートル  
幅員 0.36メートルから0.41メートルまで  
面積 5.64平方メートル
- 供用開始の期日 令和5年12月22日

◎世田谷区告示第836号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月22日  
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区野毛三丁目258番5の内
- 変更の区域  
延長 11.16メートル  
幅員 0.88メートルから0.93メートルまで  
面積 10.16平方メートル
- 供用開始の期日 令和5年12月22日

◎世田谷区告示第837号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次とおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和5年12月22日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区代田三丁目23番先から世田谷区代田三丁目24番先まで
- 3 指定年月日  
令和5年12月22日

◎世田谷区告示第838号

令和5年12月22日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和5年12月22日

世田谷区長 保坂展人

令和5年度世田谷区一般会計補正予算(第4次)  
別添省略

◎世田谷区告示第839号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和5年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z021
- 2 区間  
世田谷区玉川三丁目133番4地先無番から133番4地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和5年12月25日

◎世田谷区告示第840号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和5年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z325
- 2 区間  
世田谷区玉川三丁目133番5地先無番から133番4地先無番まで
- 3 用途

区管理水路

◎世田谷区告示第841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区深沢八丁目116番81から116番194まで
- 3 変更の区域  
延長 22.86メートル  
幅員 1.43メートル  
面積 32.75平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月25日

◎世田谷区告示第842号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D428-04
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤四丁目922番148
- 3 変更の区域  
延長 0.55メートル  
幅員 0.59メートル  
面積 0.33平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月25日

◎世田谷区告示第843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜丘五丁目3139番18の内から3139番23の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.27メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 5.88平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月25日

◎世田谷区告示第844号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年12月25日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第845号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区三宿二丁目257番8の内から257番7まで  
(2) 世田谷区三宿二丁目257番8の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 14.60メートル  
幅員 0.18メートルから0.25メートルまで  
面積 4.57平方メートル  
(2) 延長 9.25メートル  
幅員 0.08メートルから0.17メートルまで  
面積 1.21平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月26日

◎世田谷区告示第846号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D017-05
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢二丁目59番28の内から59番30の内まで
- 3 変更の区域  
延長 14.47メートル  
幅員 0.63メートルから0.71メートルまで  
面積 9.98平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月27日

◎世田谷区告示第847号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次

のように開始する。  
この関係図面は、令和5年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D017-04
- 2 供用開始の区間  
世田谷区野沢二丁目59番1の内から59番29の内まで
- 3 供用開始の区域  
延長 0.75メートル  
幅員 0.71メートル  
面積 0.55平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年12月27日

公 告

◎世田谷区公告第109号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第110号

不動産の最高価申込者等決定の公告  
公売財産の最高価申込者等を別紙のとおり決定したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により、公告する。

令和5年12月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第4・4・20号玉川野毛町公園
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画用途地域

2 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第113号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月18日

世田谷区長 保坂展人

|   |  |
|---|--|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                            | 2 許可を受けた者の住所及び氏名                           |
| 東京都世田谷区上祖師谷二丁目608番4<br>608番18<br>619番2<br>621番8 | 神奈川県横浜市西区楠町10番地1<br>株式会社ベンハウス<br>代表取締役 荻間勉 |

◎世田谷区公告第114号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月27日

世田谷区長 保坂展人

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称          | 2 許可を受けた者の住所及び氏名  |
| 東京都世田谷区野毛二丁目202番4の一部<br>202番6 | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号<br>新宿住友ビル15階<br>株式会社エヌケーホーム<br>代表取締役 永田健 |

◎世田谷区公告第115号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、次のとおり変更したので公告する。

令和5年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類  
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 2 予防接種の対象者  
世田谷区内に居住する生後6月以上の者
- 3 予防接種を行う期間  
令和5年12月27日から令和6年3月31日まで
- 4 予防接種を行う場所  
世田谷区内の指定施設及び指定医療機関
- 5 予防接種を行う医師の氏名  
前項に規定する指定医療機関において掲示するもの
- 6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者

別紙のとおり

- 7 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
  - (2) 明らかな発熱を呈している者
  - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 過去にけいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
  - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者  
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 1 初回接種（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）（令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。）3(1)に規定する初回接種をいう。）  
次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者（世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。）のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和五年秋開始接種（大臣指示3(2)に規定する令和五年秋開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。

|   |          |
|---|----------|
| 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下 | 生後6月以上の者 |
|---|----------|

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 「法」という。)第14条の承認を受けたものであって、アンデヌメランを含むものに限る。以下「モデルナ」という。)  |                         |
| コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。)    | 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者  |
| コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(12歳以上用)」という。) | 12歳以上の者                 |
| コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(生後6か月~4歳用)」という。)                  | 1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者 |

2 令和五年秋開始接種

次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。

|  |              |
|--|--------------|
| モデルナ   | 6歳以上の者       |
| ファイザー(5歳~11歳用)   | 5歳以上12歳未満の者  |
| ファイザー(12歳以上用)  | 12歳以上の者      |
| ファイザー(生後6か月~4歳用)   | 生後6月以上5歳未満の者 |
| コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和5年8月2日に第一三共株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、MAFB-7256aを含むものに限る。) | 12歳以上の者      |

◎世田谷区公告第116号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。

令和5年12月28日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。

令和5年12月1日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第21号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1不登校特例校分教室養護教諭の項中「不登校特例校分教室養護教諭」を「学びの多様化学校(不登校特例校)分教室養護教諭」に、「不登校特例校分教室」を「学びの多様化学校(不登校特例校)分教室」に改める。

別表第2不登校特例校分教室養護教諭の項中「不登校特例校分教室養護教諭」を「学びの多様化学校(不登校特例校)分教室養護教諭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和5年12月15日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第22号

世田谷区立学校の児童又は生徒に係る出席停止命令の手続等に関する規則

世田谷区教育委員会規則第23号

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第24号

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校の児童又は生徒に係る出席停止命令の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第35条第3項(法第49条において準用する場合を含む。)及び世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第36条第3項の規定に基づき、世田谷区立小学校に在籍する児童(以下「児童」という。)又は世田谷区立中学校に在籍する生徒(以下「生徒」という。)に係る出席停止の命令の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。(出席停止の具申)

第2条 校長は、児童又は生徒が法第35条第1項各号(法第49条において準用する場合を含む。)に掲げる行為の1又は2以上を繰り返す等、性行不良であり他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認

める場合であって、当該児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の保護者(以下「保護者」という。)に対して世田谷区立小学校又は世田谷区立中学校が行う指導により当該学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、次に掲げる書類を添付した出席停止に関する意見具申書(第1号様式)により、世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)に当該児童又は生徒の出席停止(以下「出席停止」という。)について具申するものとする。この場合において、校長は、あらかじめ保護者に、当該具申書を提出する旨を通知するものとする。

(1) 当該児童又は生徒に係る指導記録  
(2) 当該児童又は生徒に係る個別指導計画案  
(意見聴取の通知)

第3条 委員会は、前条に規定する児童若しくは生徒からの意見の聴取又は法第35条第2項(法第49条において準用する場合を含む。)の規定による保護者からの意見の聴取を行うに当たっては、意見聴取に係る通知書(第2号様式)により当該保護者にその旨を通知するものとする。(出席停止の命令)

第4条 委員会は、法第35条第1項(法第49条において準用する場合を含む。)の規定により出席停止を命ずるに当たっては、第2条の規定による具申及び前条に規定する意見の聴取の内容等を十分に参酌するものとする。

2 法第35条第2項(法第49条において準用する場合を含む。)に規定する文書は、出席停止決定通知書(第3号様式)とする。

3 出席停止の期間(以下「出席停止期間」という。)は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とする。(生活態度等の報告)

第5条 校長は、委員会に出席停止期間中における出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等を随時報告するものとする。(出席停止期間の変更の具申)

第6条 校長は、出席停止期間の延長が必要と判断した場合は出席停止に係る児童又は生徒に係る個別指導計画案を添付した出席停止期間変更に関する意見具申書(第4号様式。以下この条において「期間変更具申書」という。)により、出席停止期間の短縮が必要と判断した場合は期間変更具申書により、委員会にその旨を具申するものとする。この場合において、校長は、あらかじめ保護者に、期間変更具申書を提出する旨を通知するものとする。(出席停止期間の変更の決定等)

第7条 委員会は、出席停止期間中において出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等に改善が見られず、出席停止期間の終了後においても、他の児童又は生徒の教育が妨げられるおそれがあると認めるときは、出席停止期間を延長することができる。

2 委員会は、出席停止期間中において出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等



に改善が見られ、他の児童又は生徒への教育の妨げとならないと判断するときは、出席停止期間を短縮することができる。

3 委員会は、前2項の規定による決定をするときは、前条の規定による具申の内容等を十分に参酌するものとする。

4 委員会は、第1項又は第2項の規定による決定をしたときは、保護者に対し出席停止期間変更通知書(第5号様式)を交付する。

5 第4条第3項の規定は、第1項の規定による延長後の出席停止期間について準用する。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
様式省略

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則(平成27年3月世田谷区教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。  
(預かり保育料の額の決定等)

第3条の2 世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)は、預かり保育料の額を決定し、又は変更したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書(世田谷区立幼稚園預かり保育規則(平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号)第4号様式)によりその旨を通知する。

第4条を次のように改める。  
(督促)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、条例第6条に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める

期日までとする。

(1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の末日

(2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日

第5条第1項各号列記以外の部分中「預かり保育料」を「預かり保育料」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき 全額

第5条第1項第2号中「必要と認める額」を「相当と認める額」に改める。

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園預かり保育規則(平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「別表」を「別表第2」に改める。

第7条中「別表」を「別表第2」に、「月」を「日」に改める。

第9条中「預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」を「認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」に、「預かり保育利用承諾書」を「預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」に改める。

第11条第1項第3号中「預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」を「認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」に改める。

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。  
様式省略

附 則  
1 この規則は、令和6年4月1日から施

行する。

2 この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第19号

教育委員会事務局  
教育機関  
世田谷区教育委員会事案決定手続規程(昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。  
令和5年12月1日  
世田谷区教育委員会  
別表4の部教育相談課の款8の項中「不登校特例校分教室」を「学びの多様な化学学校(不登校特例校)分教室」に改める。

告 示 (教)

◎世田谷区教育委員会告示第7号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。  
令和5年12月1日  
世田谷区教育委員会  
本則の表不登校特例校養護教諭の項中「不登校特例校養護教諭」を「学びの多様な化学学校(不登校特例校)分教室養護教諭」に改める。

◎世田谷区教育委員会告示第8号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。  
令和5年12月28日  
世田谷区教育委員会  
本則の表幼稚園・認定こども園補助員(介助)の項を次のように改める。

|                   |    |                       |                     |                       |
|-------------------|----|-----------------------|---------------------|-----------------------|
| 幼稚園・認定こども園補助員(介助) | 月額 | 46,348円から100,421円までの額 | 9,269円から20,084円までの額 | 55,617円から120,505円までの額 |
|-------------------|----|-----------------------|---------------------|-----------------------|

附 則  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。  
令和5年12月1日  
世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74

条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和5年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。  
令和5年12月1日  
世田谷区選挙管理委員会

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 50分の1の数             | 15,451  |
| 6分の1の数              | 128,754 |
| 40万を超える数に6分の1を乗じて得た |         |

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,421

◎世田谷区選挙管理委員会告示第40号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。  
令和5年12月1日  
世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法

律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第5回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和5年12月20日

世田谷区農業委員会会長

穴戸幸男

- 1 開催日時 令和5年12月27日(水)  
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について

正 誤

令和5年12月20日(第753号)の世田谷区告示第748号に印刷誤りがあった。

正 世田谷区上馬

誤 世田谷区七馬